

新潟市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月28日

新潟市教育委員会

教育長 井崎 規之

新潟市教育長訓令第1号

新潟市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市教育委員会事務専決規程（平成19年新潟市教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表のうち1の表の（2）の表10の項中「職員の勤務時間の割振りに関する要綱」を「職員の時差勤務の取扱いに関する要綱」に改め、別表のうち2の表の地域教育推進課の表を削り、別表のうち2の表の特別支援教育課の表の次に次の1表を加える。

生涯学習推進課			
項目		教育次長	課長
1	生涯学習の指導及び事業を決定し、これを実施すること。	重要なもの	軽易なもの
2	生涯学習推進団体との連絡に関する事務を処理すること。	重要なもの	軽易なもの
3	地域とともにある学校づくりの施策の推進及び事業の計画を決定し、これを実施すること。	重要なもの	軽易なもの
4	青少年教育の施策の推進及び事業の計画を決定し、これを実施すること。	重要なもの	軽易なもの
5	青少年健全育成の施策の推進及び事業の計画を決定し、これを実施すること。	重要なもの	軽易なもの
6	青少年育成団体との連絡に関する事務を処理	重要なもの	軽易なもの

すること。		
-------	--	--

別表のうち2の表の機関の表中4の項及び5の項を削り、6の項を4の項とする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。